

第10部

被災者の生活再建の早期化

震災後の都民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した都民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

新たな被害想定では、約 12 万棟の建物が全壊し、約 33 万棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や、300 万人を超える避難者が想定されている。

また、がれきについては 4,289 万トンが発生するとされている。

こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、り災証明発行を迅速に行う体制を整備するとともに、トイレ機能の確保や、がれき処理体制の構築に取り組む必要がある。

また、東京に大規模な震災被害が発生した時は、協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建を東京の復興の基本目標として、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

平成 15 年 3 月に策定した東京都震災復興マニュアルに基づき、区市町村や各局と連携して、区市町村における復興マニュアルづくりや復興市民組織への支援など、地域に根ざした震災復興体制の整備を推進する。

さらに、東日本大震災の福島第一原子力発電所への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる都の体制及び都民への情報提供策を構築していく。

第10部 到達目標

1 適切な情報提供により都民の不安を払拭

放射性物質等による影響が生じた際に、都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チームを設置し、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う等、都各局が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築する。

また、放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、農林水産物、浄水場浄水等の放射線量を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

2 生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化

災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに、り災証明に係るシステムを導入し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

3 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

都は、区市町村が備蓄している災害用トイレや保有しているし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る。

4 ごみ、がれきの広域処理体制の構築

「東京都震災がれき処理マニュアル」を修正するとともに、一次集積場所や最終処分場等の指定や広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、がれきの処理を迅速に行う。

分野別事業の体系

第10部 被災者の生活再建の早期化

第1章 住民の安心の確保及び

生活の早期再建

- 防災意識の啓発及びTwitterなど新たな通信手段による情報発信（第1部再掲）
- 放射性物質のモニタリング及び情報提供等
- 震災時におけるり災証明発行体制の充実強化
- GISを活用した「り災証明発行システム」構築支援
- 震災廃棄物対策

第2章 災害復興計画

- 震災復興体制の整備
- 震災復興グランドデザインの改定に向けた検討

新規

放射性物質のモニタリング及び情報提供等 (総務局・環境局・福祉保健局・産業労働局・中央卸売市場 ・港湾局・水道局・下水道局)	平成25年度事業費 103百万円
---	---------------------

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、都民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

このため、放射性物質等による影響についてより円滑に対応できる体制を構築するとともに、都民が安心して生活できるよう正確な情報を提供することが必要である。

現在の状況

○ モニタリングを実施し、情報提供や広報を実施

計画期間中の目標（平成27年度末）

○ 都各局が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	放射能対策チーム	—	—	情報連絡体制の整備		
	放射線量等の測定及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・大気 ・水道水 ・流通食品 ・農林水産物 ・東京港内 ・浄水場浄水 ・汚泥焼却灰、混練灰 ・工業製品 等 			未定	未定

事業効果

○ 都各局が連携して円滑かつ的確に対応できる体制が構築される。

○ 都民に対する的確な情報提供・広報が迅速かつ的確に実施される。

震災時におけるり災証明発行体制の充実強化
(東京消防庁)

平成25年度事業費
1百万円

り災証明は、仮設住宅への入居や義援金の配分等、各種被災者支援を受ける際に必要となることから、早期の発行が望まれるものである。

このことから、早期のり災証明発行を可能とするため、震災時のり災証明発行に係る消防署と区市町村との連携体制をより強化する。

また、迅速なり災証明発行等を目的とした「り災証明発行システム（被災者台帳を用いた生活再建支援システム）」の区市町村への導入が平成24年度から開始された。今後、システムを導入する区市町村の増加が見込まれており、区市町村と連携したシステムを活用したり災証明発行体制の構築を図る必要がある。

さらに、震災時の火災調査をより効率的に実施するための震災用火災調査資器材や、り災証明発行に係る資器材の整備・充実を図る。

現在の状況

- 消防署と区市町村との協定締結等、連携強化の促進を図った。(平成24年度末)
- 平成23年度の補正予算により、全署所に震災用火災調査資器材(レーザー距離計、GPS機能付きカメラ等)を配置した。

計画期間中の目標(平成27年度末)

- 東京消防庁管内の震災時のり災証明発行に係る区市町村との連携体制の確立
- 震災時の火災調査及びり災証明発行に係る資器材の整備・充実

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目標	消防署と区市町村による連携発行体制の確立	区市町村との連携推進	システムへの対応を含めた具体的な連携方策の検討	事前協議の実施 協定締結 等		り災証明発行体制確立
	消防署と区市町村による合同訓練の実施	合同訓練の実施推進	24年度まで42区市町村(81%)と実施	合同訓練の実施推進		全区市町村において実施

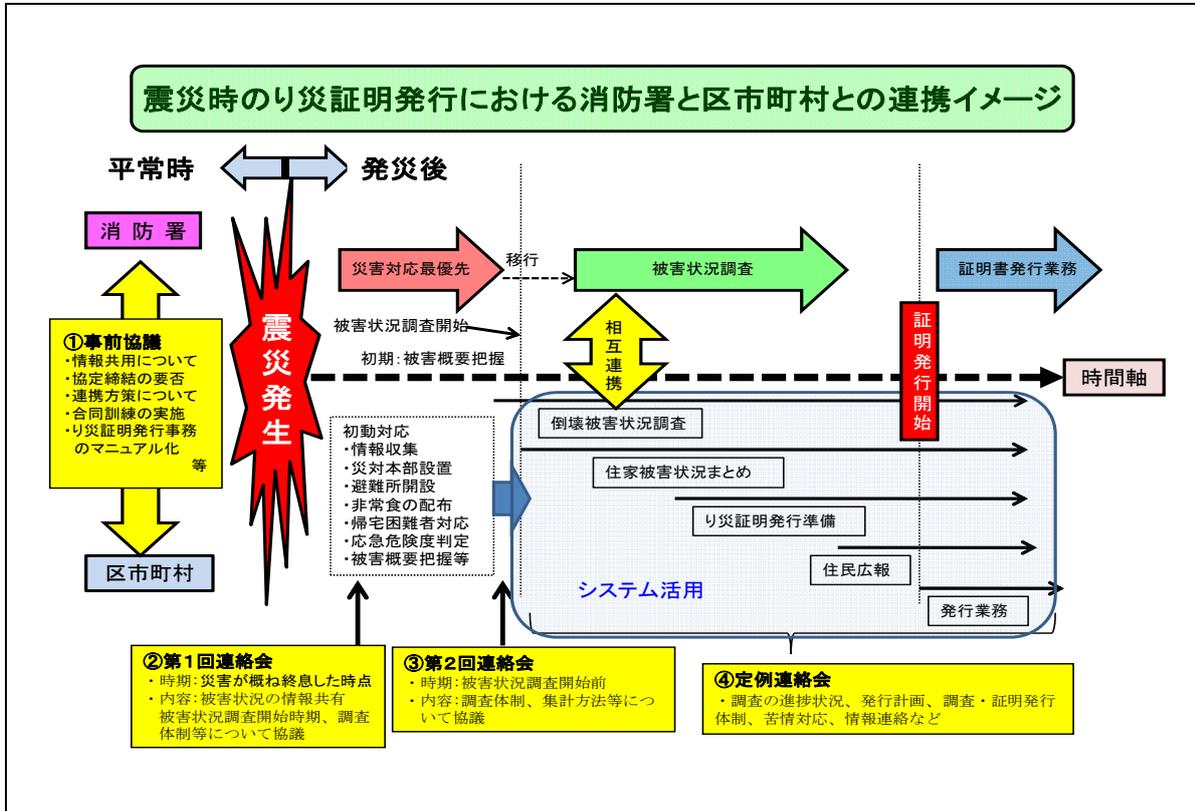
特記事項

- 「り災証明発行システム(被災者台帳を用いた生活再建支援システム)」については、平成24年度中は2区が導入し、平成25年度以降、複数の区が導入予定である。(P381「GISを活用した「り災証明発行システム」構築支援」参照)

事業内容・事業効果

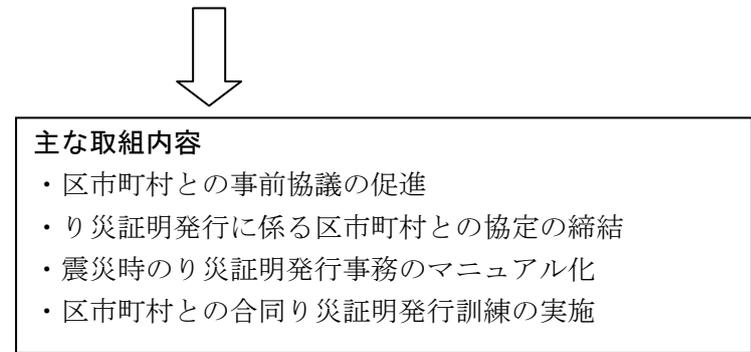
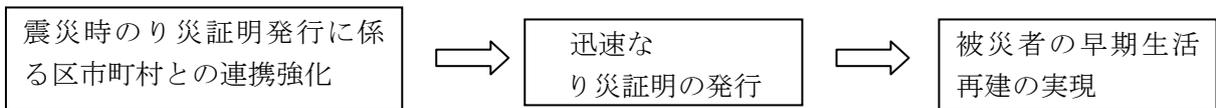
【事業内容】

震災時のり災証明発行における消防署と区市町村との連携体制を強化し、早期にり災証明を発行できる体制を整える。



【事業効果】

震災時のり災証明発行に係る消防署と区市町村の連携体制を強化し、効率的に被害状況調査を行い、迅速にり災証明を発行することにより、被災者の早期の生活再建を可能とし、震災復興がスムーズに進行することが期待される。



新規

GISを活用した「り災証明発行システム」構築支援

(総務局)

平成25年度事業費

— 百万円

被災者にとって、区市町村が住家被害認定調査により作成した被災者台帳に基づき発行する「り災証明」は、生活再建支援金や、応急仮設住宅入居、住民税減免等、住民が国や自治体からの支援を受けるのに必要不可欠であり、被災後、迅速、正確かつ公平に発行しなければ大きな混乱が生じることが見込まれる。

首都直下地震の被害想定では東京都全体で最大300万戸弱を調査する必要があるが、区市町村の調査要員が大幅に不足することが懸念されており、短期間で調査を終了させることは極めて困難な状況である。

被災者の生活の早期再建のためには、区市町村における住家被害認定調査から、り災証明の発行、生活再建支援に至るまでの業務を総合的にマネジメントする必要があり、各業務の効率化と都内全域での標準化が極めて重要である。

住家被害認定調査の効率化、り災証明発行、生活再建支援等業務の迅速、正確かつ公平な実施を可能にするため、国と東京都は平成23年度に「り災証明発行システム（被災者台帳を用いた生活再建支援システム）」を完成させた。東京都は、平成24年度以降、区市町村によるシステム導入を支援している。

現在の状況

- 平成23年度に豊島区・調布市で実証実験を実施
- 東日本大震災の教訓により、津波・浸水被害による住家被害調査手法を追加してシステムを完成（平成23年度）
- 業務マネジメントのためのガイドラインを策定（平成24年度）

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 被災者にとって必要不可欠である「り災証明」の迅速な発行と、その後の生活復興と都市復興を総合的にマネジメントし、各業務の効率化と標準化が図られている。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	検討会設置	—————→				
	システム	豊島区・調布市で 実証実験	区市町村へ普及促進			
	マネジメント ガイドライン	豊島区・調布市の 実証実験を検証	ガイドライン策定	—	—	—

特記事項

- ※ GIS：地理情報システム（Geographic Information System）
- ※ 「り災証明発行システム（被災者台帳を用いた生活再建支援システム）」については、平成24年度中は2区が導入し、平成25年度も複数の区で予算化の予定である。
- ※ 他府県の自治体でも導入の検討が進められ、京都府宇治市の豪雨災害で本システムが活用された。
- ※ 政府の中央防災会議（防災対策推進会議中間報告）において、東日本大震災の教訓を活かすための今後の方向性の一つとして、「罹災証明書（中略）の法的位置付けなどを検討すべき」、「罹災証明の発行（中略）の更なる迅速化を進めるべき」とされた。その内容を受け、平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、区市町村は、遅滞なく罹災証明を交付しなければならないとされた。

事業内容・事業効果

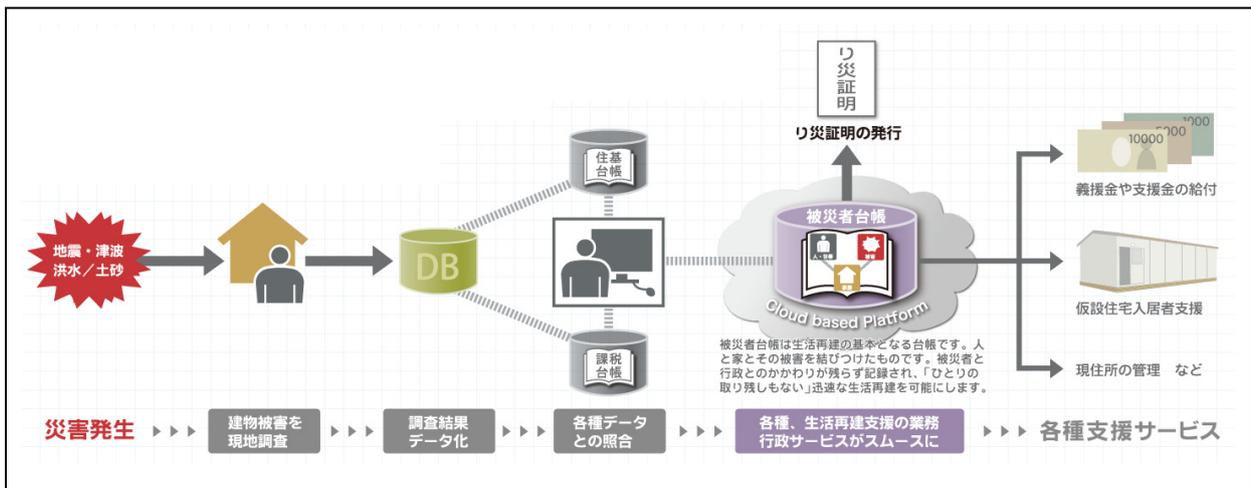
【事業内容】

- 首都直下地震発生時にも震災復興が円滑に進むよう、住家被害認定調査や災証明発行等、復興に関する課題を調査研究し、その結果に基づいた「り災証明発行システム（被災者台帳を用いた生活再建支援システム）」、り災証明発行業務マネジメントモデル等の開発を行う。
- 国と東京都で共同開発したり災証明発行システムについて都内区市町村への導入促進を図る。

【事業効果】

- 同一システム導入による区市町村の被害調査内容の標準化（ルール作り及び公平性）と、都内全域の調査結果集約の迅速化
- 生活再建支援金、固定資産税減免等被災者へ迅速な支援と統一的な管理が可能
- GISを活用した被災情報の電子化等、処理の効率化により、震災復興基本計画、復興対象地区の選定及びその他復興事業等を早期着手
- 被害調査や災証明書の発行に係る区市町村職員の対応要員、東京都からの応援要員の大幅な軽減等

- ・ り災証明発行システムを活用した生活再建支援までの概要



- ・ り災証明発行システムを活用した訓練において被害状況とり災証明内容を住民に説明



震災廃棄物対策 （環境局）	平成25年度事業費 － 百万円
----------------------	--------------------

区市町村の処理体制構築を支援するとともに民間団体との協力体制を構築する。

現在の状況（平成24年度末）

- し尿収集車 都内区市町村保有数 57 台
- 都内一般廃棄物焼却処理能力 年間約 500 万トン
- ※ 被害想定（東京湾北部地震）がれき推定発生量約 4,289 万トン

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 民間団体との協力体制の強化
- 区市町村における処理体制構築の推進

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	し尿収集運搬体制強化	都内し尿収集運搬体制把握及び協力体制構築				→
	ごみ処理体制の強化	都内ごみ処理体制把握及び協力体制構築				→
	がれき処理体制の強化	区市町村処理体制構築支援	東京都震災がれき処理マニュアル拡充			→

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 区市町村の対応のみでは困難になった場合に備え、し尿収集運搬状況の把握及びし尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進する。
- 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況把握及び機材確保・処理の協力体制を構築する。
- 区市町村によるがれき処理マニュアル策定を支援する（ワークショップ等 平成24年度4回開催）。
- 東京都産業廃棄物協会等関係団体との連携を強化する。
- 東京都震災がれき処理マニュアルを拡充する。（平成24年度改訂）

【事業効果】

- 円滑な震災廃棄物処理により、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能になる。

震災復興体制の整備（総務局）

平成25年度事業費
2百万円

大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があるため、予め震災復興事業を推進する体制を整えておく必要がある。

また、震災復興を円滑に進めるためには、地域住民の強い意欲と復興のあり方への合意が必要となることから、平素からその重要性に係る啓発や復興市民組織の育成・専門家団体との連携など地域協働復興に向けた取組を実施する。

現在の状況（平成24年度末）

- 震災復興シンポジウムの開催（平成19年度から継続実施：各回約500人）
- 平成15年3月に策定した「東京都震災復興マニュアル」や平成21年3月に策定した「区市町村震災復興標準マニュアル」に基づき、住家被害認定調査やり災証明発行に関する課題解決のための部会を設置
- 復興まちづくりの支援に関する協定締結の充実（平成18年度当初14団体→現在19団体）

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成15年3月に策定した「東京都震災復興マニュアル」の強化・充実を検討。
- 住家被害認定調査や、り災証明発行に関する課題解決の方向性と具体的対応事例を取りまとめる。
- 震災復興シンポジウムを開催し、平常時からの復興に向けた体制づくりの重要性を啓発する。
- 「復興まちづくりの支援に関する協定」に基づき、弁護士・土地家屋調査士等の専門家団体との情報交換や訓練の実施など平常時からの連携強化

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興マニュアルの強化・充実 ・り災証明発行等の課題解決 ・震災復興シンポジウムの開催等 ・区市町村の震災復興マニュアル策定に係る支援 ・復興まちづくりの支援に関する協定締結充実と連携強化 				

特記事項

- 政府の中央防災会議（防災対策推進会議）における報告書では、東日本大震災の教訓を活かすため迅速かつ円滑な復興への取組の方向性として以下を明記しており、今後の法的措置等への対応が見込まれる。
 - ① 災害の規模や態様に応じた国・都道府県・市町村の事務や権限、財政負担等の役割分担について検討すべきである。
 - ② 東日本大震災において講じられた特別措置について、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、政令や告示等で適用範囲などを定めて迅速に発動するための法的措置を講じるべきである。

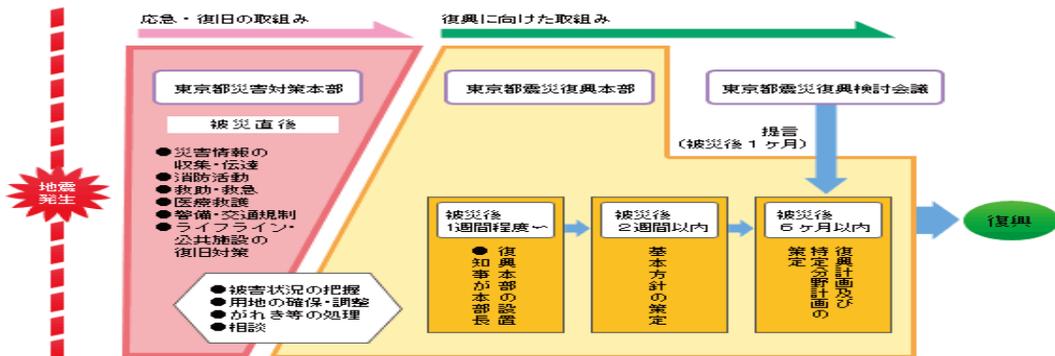
事業内容・事業効果

【事業内容】

- 東日本大震災における復興施策や法改正等を踏まえ、平成15年3月に策定した震災復興マニュアルについての充実・強化を検討
- 住家被害認定調査や被災証明発行に関する課題解決のため、京都大学や新潟大学等と連携して具体的対応策や方向性を検討
- 平素からの復興に向けた体制づくりの重要性を啓発するために、震災復興シンポジウムを開催する。
- 区市町村の震災復興マニュアル策定に係る支援を行う。
- 災害復興まちづくり支援機構（東京弁護士会等計19団体）との間で締結した「復興まちづくりの支援に関する協定」に基づき、情報交換や訓練の実施など平常時からの連携強化に努める。

【事業効果】

- 大規模な震災被害発生時に、速やかに復興に関する方針等を定めて対策を講じることができる。
- 地域住民（防災市民組織）の震災復興に関する知見が深まり、平素からの地域における取組に反映される。
- 区市町村における震災復興対策が推進される。
- 地域住民・専門家団体との連携及び区市町村における震災復興対策の推進により、東京都全体の震災復興対策の実効性が確保される。



震災復興シンポジウム



協定を締結している専門家団体（災害復興まちづくり支援機構）

- ①東京弁護士会、②第一東京弁護士会、③第二東京弁護士会、④東京司法書士会、⑤東京税理士会
- ⑥東京都行政書士会、⑦東京土地家屋調査士会、⑧東京都社会保険労務士会、
- ⑨一般社団法人東京都中小企業診断士協会、⑩公益社団法人東京都不動産鑑定士協会、
- ⑪一般社団法人東京都建築士事務所協会、⑫社団法人日本建築家協会、⑬公益社団法人日本技術士会、
- ⑭社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、⑮社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会、
- ⑯日本公認会計士協会東京会、⑰日本弁理士会関東支部、⑱一般社団法人全日本土地画整理士会
- ⑲一般社団法人再開発コーディネーター協会

新規

震災復興グランドデザインの改定に向けた検討 (都市整備局)	平成25年度事業費 13百万円
---	--------------------

震災後の迅速な復興都市づくりのための基本的な指針となる「震災復興グランドデザイン」の改定に向けた検討を行う。

現在の状況（平成24年度末）

- 東京都は、平成13年5月に、震災復興時の都市づくりの在り方を「震災復興グランドデザイン」として作成し、都民に提案した。
- その後、都市づくりビジョン等の変更に加え、平成24年度には、被害想定の見直しや地域防災計画の修正が行われているため、これらの内容を踏まえ、震災復興グランドデザインの改定等に向けた、今後の取組の方向性について検討

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 東京都が、首都直下型地震の発生に備えた、都市復興の方針や目標像を示すことにより、区市町村による事前復興への具体的な取組を推進

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業 目 標	震災復興 グランドデ ザインの改 定に向けた 検討	—	—	改定に向けた検討・区市町村による具体的な取組		
				→		

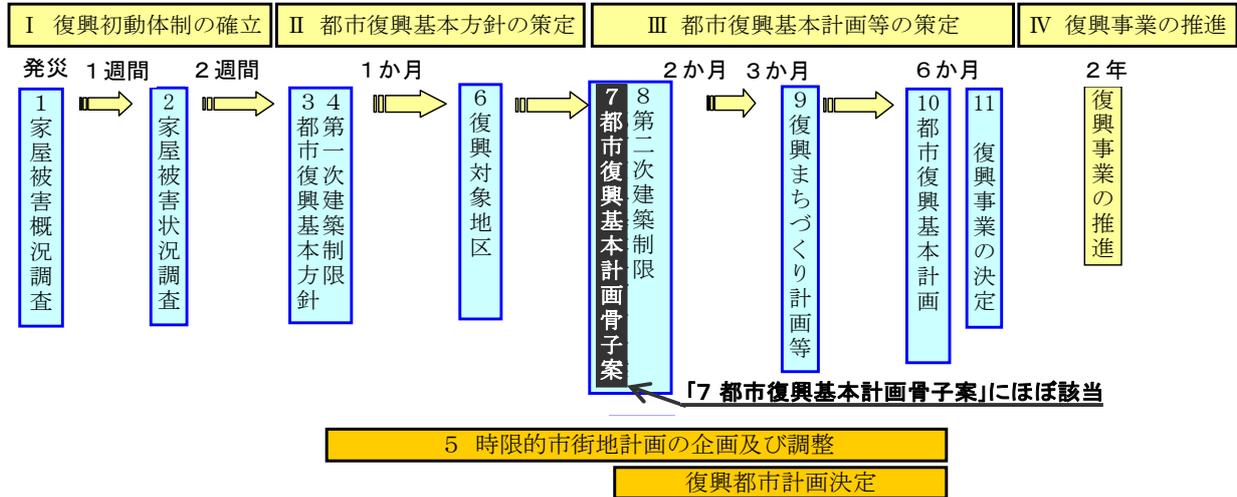
事業内容・事業効果

【事業内容】

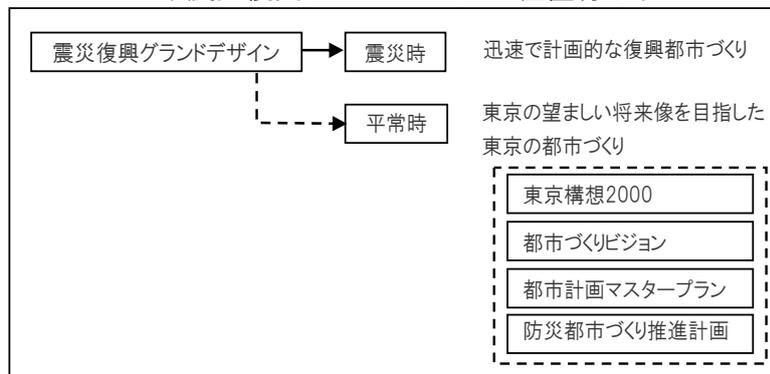
- 1 目的
震災復興グランドデザインは、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、東京が大地震に襲われた際、迅速に復興できるよう、「被災を繰り返さない、環境と共生した国際都市東京の形成」を目標とした震災復興時の都市づくりの在り方を示すものとして平成13年5月に策定
- 2 位置付け
震災復興グランドデザインは、復興の目標や復興都市像を示しており、被災後の復興都市づくりの基本的な指針として位置付けられる。
実際に被災した場合、被災後2か月以内を目途に策定する、市街地復興の基本方針等の骨格的な考え方を取りまとめた「都市復興基本計画骨子案」にほぼ該当する。

事業内容・事業効果

～ 都市復興の流れ ～ (「東京都震災復興マニュアル」)



〈 震災復興グランドデザインの位置付け 〉



【事業効果】

- 東京都が、首都直下地震の発生に備えた、都市復興の方針や目標像を示すことにより、区市町村による事前復興への具体的な取組が推進される。